

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 二 測量の地域 橿原市大久保町（神武天皇陵）
- 三 測量の期間 令和四年八月三十日から令和五年三月三日まで